

各種相談案内

生活の中で疑問に思っていること、相談したいと思っっていることはありませんか？
市では、生活や法律、教育や健康などの各種相談を行っています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

市のホームページからご覧いただけます

北本市 相談窓口

検索

<http://www.city.kitamoto.saitama.jp/>

※相談日が祝祭日はお休みの場合があります。

相談日

7月8日～8月7日

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談(国や県等への要望や苦情についての相談)	7月24日(水) 10:00～12:00	市役所 第1相談室	市民課市民相談担当 (☎594-5529)
法律相談(予約制)	毎週水曜日・金曜日 13:30～16:20	市民課市民相談担当(☎594-5529)	
市民相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00		
消費生活相談	毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00		
人権相談	7月23日(火) 13:30～15:30	文化センター	協働推進課人権推進・男女共同参画担当(☎594-5506)
女性相談(女性相談員によるカウンセリング・予約制)	7月8日(月)・17日(水)、8月7日(水) 10:00～15:00(1人50分)	協働推進課人権推進・男女共同参画担当(☎594-5507)	
教育相談	毎週月～金曜日 9:00～16:30	教育センター(☎591-2176)	
ことばの相談(就学児対象)	毎週火・木曜日 9:00～17:00		
緑のなんでも相談	8月5日(月) 10:00～12:00	総合公園管理事務所(☎592-4050)	
子どもの相談(ことば、しつけ等)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	こども課子育て支援担当(☎594-5537)	
障がい者支援相談(予約制)	7月9日(火) 10:00～15:00(精神)	かがやきの郷相談室	障がい者福祉課相談支援担当(☎594-5535)
	7月26日(金) 10:00～15:00(身障・知的・精神)	総合福祉センター	
心配ごと相談	毎週水曜日 10:00～15:00		
結婚相談	7月20日(土)、8月6日(火) 10:00～15:00(受付は14:30まで)	総合福祉センター	社会福祉協議会(☎593-2961)
ボランティア相談	7月19日(金) 13:30～15:30	コミュニティセンター	
内職相談	8月3日(土) 10:00～12:00	総合福祉センター	内職相談室(☎591-8551)
	毎週火・金曜日 13:00～16:00	勤労福祉センター	
住宅増改築(新築)・リフォーム相談	7月20日(土)、8月3日(土) 9:00～12:00	市役所 第1相談室	産業観光課商工労政担当(☎594-5530)
職業相談・雇用相談(予約制)	毎週水曜日 10:00～12:00	勤労福祉センター内 北本市 無料職業紹介所	産業観光課商工労政担当(☎594-5530) ※前日までにお申し込みください
	毎週木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00		
健康・生活相談	7月8日(月) 9:30～12:00	健康増進センター(☎591-8251)	

暮らしの110番

北本市消費生活相談あれこれ④

■ クリーニングトラブルを防ぐために

- ① スーツのズボンをクリーニングに出したところ紛失。クリーニング店(以下：店)では、ズボンの購入代金を賠償すると言うが、ズボンがなければスーツとしての着用ができない。スーツ分の金額を賠償してもらいたい。
- ② クリーニングで婦人コート全体にかけてシミが広がり着用不能になった。

責任を認めた店から提示された賠償額では新しいコートを購入することができないので不満。しかも、コートは返してもらえないのも不満。思い入れのあるコートなので返してもらいたい。

このような相談が消費生活センターに寄せられました。いずれの場合も店では、全国クリーニング環境衛生同業組合連合会が作成したクリーニング事故賠償基準で定められた賠償額を提示しているものと思われます。

クリーニング事故の賠償額は損害が発生したと同程度の品質の物品を購入する価格をもとに物品の平均使用年数と実際に購入してからの経過月数により設定された補償割合で算定されます。

また、スーツなど2点以上が一对となっている製品の場合、一部について損害が生じた時の賠償は全体として考慮して算定されますが、①のようにスーツのズボンとして店に伝えていなかった場合にはスーツとしての賠償

がされるかは店との話し合いになります。

クリーニング事故を防止するには

- ・衣料品を購入する時にはクリーニングのことを考える。
 - ・預ける前にはポケットの中やシミ、傷の有無を確認し、付属品があれば預り証に記載してもらう。
 - ・受け取る際には、異常がないか、ベルト等付属品が紛失していないかを確認する。
 - ・カバーは運搬用なので、出して風通しの良い日陰にするしてから保管する。
- 賠償金を受け取った場合には、その商品の所有権は事業者に移ります。②のように返してほしい場合は話し合いで解決することになりますが、賠償額からは差し引かれることとなります。

相談窓口

○北本市消費生活センター(市民課市民相談担当☎594-5529※電話でのご相談も受け付けます)

毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)10:00～12:00、13:00～16:00

○埼玉県消費生活支援センター(☎048-261-0999)

毎週月～土曜日(祝日・年末年始を除く)9:30～16:00

○全国消費生活相談員協会「週末電話相談」(☎03-3448-1409)

毎週土・日曜日10:00～12:00、13:00～16:00

セーフコミュニティきたもと Vol.12

セーフコミュニティとは…

「ケガやそれを引き起こす事故は偶然に起こるものではなく、予防することができる」という理念のもと、行政・地域・警察・家庭・学校などすべての関係者が分野横断的に連携・協働して安心・安全に暮らすことのできるまちづくりを進めていくことです。



☎ 協働推進課セーフコミュニティ担当 (☎594-5571)

『北本市安心・安全に関する市民意識調査』の集計結果をお知らせします。

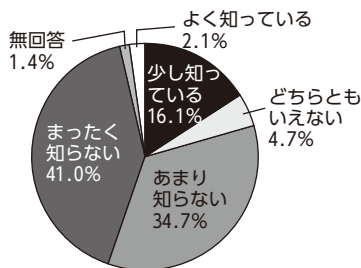
市では、事故やケガ等の現状や市民の安全に対する意識等を把握し、セーフコミュニティ活動を推進する基礎資料とするため、「北本市安心・安全に関する市民意識調査」を実施しました。その結果の一部をお知らせします。調査にご協力いただき、ありがとうございました。

調査について

- 調査期間：平成24年10月1日～11月21日
- 調査対象：住民基本台帳から無作為に抽出された市民
- 調査方法：郵送により世帯票を2,000票、個人票を6,000票送付し、郵送により回収
- 回収数：世帯票986票(回収率：49.3%)
個人票1,957票(回収率32.6%)

セーフコミュニティの取組みの認知について

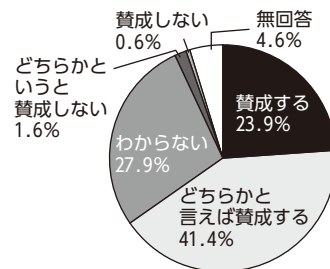
(設問：北本市は市民との協働で安全・安心なまちづくりを進めるため、平成24年1月に埼玉県で初めてとなるセーフコミュニティの取組みを宣言しました。あなたはこの取組みをご存じですか?)



セーフコミュニティの取組みの認知度を見ると、「まったく知らない」が41.0%で最も多く、次いで「あまり知らない」が34.7%で続き、セーフコミュニティの取組みについて知らない人が約80%を占めています。セーフコミュニティの活動をより多くの人に知ってもらい、ご理解、ご協力いただけるよう、より積極的な広報活動を進めていきます。

セーフコミュニティの考え方について

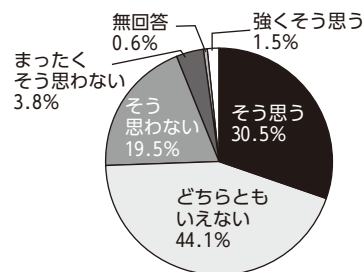
(設問：セーフコミュニティの活動は「多くの事故、自殺、犯罪による死亡やケガは偶然の結果ではなく、予防できる」という考え方に基づいています。あなたの考え方に最も近いものはどれですか?)



セーフコミュニティの考え方については、「どちらかといえば賛成する」が41.4%と最も多く、「賛成する」が23.9%と続き、セーフコミュニティの考え方に肯定的な人は、約65%を占めています。

地域課題への取組状況について

(設問：お住まいの地域では住人が一緒になって熱心に地域の課題に取り組んでいると思いますか?)



「どちらともいえない」が最も多く44.1%を占めます。次いで、「そう思う」が30.5%、「強くそう思う」が1.5%で肯定的な意見が、約30%となっています。セーフコミュニティの活動を通じ、今後は、地域の課題に対する活動の輪がさらに広げられるよう、継続して取組みを推進していきます。